

兵庫県公報

平成25年11月15日 金曜日 第 2544 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	1
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	6
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）	7
公 告	
○ 平成26年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集（文書課）	7
○ 兵庫県下水道事業長寿命化計画策定支援システム開発業務に係るプロポーザルの実施（下水道課）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
○ 同上（同）	13
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	14
○ 即納書無効公告（住宅管理課）	14
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	14
警察本部公告	
○ 入札公告	16

告 示

兵庫県告示第1291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井戸敏三

稲美土地改良区

退任役員

役員の区分

監事

氏名

大北純雄

山田久好

小山和彦

住所

加古郡稲美町蛸草513番地の2

同郡同町北山316番地

同郡同町加古4024番地の1

~~~~~

### 兵庫県告示第1292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 稲美土地改良区

氏名

住所

笹 倉 源 市 加古郡稲美町印南1507番地の1  
 山 口 辰 雄 同 郡同 町蛸草208番地  
 石 見 義 秀 同 郡同 町加古3364番地の1  
 鳴 瀧 隆 雄 同 郡同 町国岡766番地  
 松 田 勲 同 郡同 町蛸草1010番地  
 小 野 博 正 同 郡同 町加古1291番地  
 小 山 由 和 同 郡同 町北山1115番地  
 岡 本 憲 二 同 郡同 町岡2510番地の1  
 二 重 欣 二 同 郡同 町加古271番地の1  
 末 澤 茂 同 郡同 町加古897番地の1  
 本 岡 哲 司 同 郡同 町加古2346番地の2  
 吉 田 穰 同 郡同 町加古2598番地  
 林 英 昭 同 郡同 町加古3218番地  
 松 尾 光 信 同 郡同 町加古4072番地  
 堺 馥 同 郡同 町加古4709番地  
 岩 本 隆 文 同 郡同 町蛸草683番地  
 數 馬 省 三 同 郡同 町印南1605番地  
 山 口 達 同 郡同 町印南1102番地の7  
 赤 松 良 文 同 郡同 町印南1829番地の7  
 長谷川 輝 意 加古川市神野町福留473番地の2  
 玉 田 康 雄 加古郡稲美町国安64番地



**兵庫県告示第1293号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事業名         | 地区名<br>(工区名) | 地域名                     | 工事着手<br>年月日 | 工事完了<br>年月日 | 備考<br>(事業内容) |
|-------------|--------------|-------------------------|-------------|-------------|--------------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 野瀬北（全区）      | 神戸市北区淡河町野瀬、神田、<br>八多町屏風 | 平成14. 7. 2  | 平成21. 3. 31 | 区画整理         |



**兵庫県告示第1294号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
豊岡市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年5月から平成25年3月まで
- (3) 成果の名称  
豊岡市（大字日高町藤井の一部、日高町竹貫の一部及び日高町上石の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
豊岡市大字日高町藤井の一部、日高町竹貫の一部及び日高町上石の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
豊岡市

- (2) 調査を行った期間  
平成21年5月から平成25年1月まで
- (3) 成果の名称  
豊岡市（大字日高町祢布の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
豊岡市大字日高町祢布の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
豊岡市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年5月から平成24年12月まで
- (3) 成果の名称  
豊岡市（大字日高町国分寺の一部、日高町水上の一部及び日高町山本の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
豊岡市大字日高町国分寺の一部、日高町水上の一部及び日高町山本の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
豊岡市
- (2) 調査を行った期間  
平成22年2月から平成24年11月まで
- (3) 成果の名称  
豊岡市（大字竹野町金原の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
豊岡市大字竹野町金原の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 5 (1) 調査を行った者の名称  
豊岡市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年6月から平成24年12月まで
- (3) 成果の名称  
豊岡市（大字但東町奥赤の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
豊岡市大字但東町奥赤の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 6 (1) 調査を行った者の名称  
豊岡市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年5月から平成24年11月まで
- (3) 成果の名称  
豊岡市（大字出石町暮坂の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
豊岡市大字出石町暮坂の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 7 (1) 調査を行った者の名称  
たつの市

- (2) 調査を行った期間  
平成23年12月から平成25年3月まで
- (3) 成果の名称  
たつの市（大字龍野町島田の一部(2)）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
たつの市大字龍野町島田の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 8(1) 調査を行った者の名称  
丹波市
  - (2) 調査を行った期間  
平成21年11月から平成24年2月まで
  - (3) 成果の名称  
丹波市（大字山南町和田・小野尻の一部）の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
丹波市大字山南町和田・小野尻の一部
  - (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 9(1) 調査を行った者の名称  
丹波市
  - (2) 調査を行った期間  
平成21年11月から平成24年3月まで
  - (3) 成果の名称  
丹波市（大字山南町小野尻の一部）若林調査区の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
丹波市大字山南町小野尻の一部
  - (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 10(1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町
  - (2) 調査を行った期間  
平成21年6月から平成23年3月まで
  - (3) 成果の名称  
多可町（加美区清水の一部）の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
多可町加美区清水の一部
  - (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 11(1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町
  - (2) 調査を行った期間  
平成23年7月から平成25年3月まで
  - (3) 成果の名称  
多可町八千代区（大字大和（山林Ⅲ）の一部）の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
多可町八千代区大字大和の一部
  - (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 12(1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町

- (2) 調査を行った期間  
平成22年6月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称  
多可町加美区（大字鳥羽の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
多可町加美区大字鳥羽の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 13(1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町
  - (2) 調査を行った期間  
平成20年5月から平成22年3月まで
  - (3) 成果の名称  
多可町加美区（大字轟の一部）の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
多可町加美区大字轟の一部
  - (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 14(1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町
  - (2) 調査を行った期間  
平成21年7月から平成23年3月まで
  - (3) 成果の名称  
多可町（中区安楽田の一部）の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
多可町中区大字安楽田の一部
  - (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 15(1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町
  - (2) 調査を行った期間  
平成23年5月から平成24年3月まで
  - (3) 成果の名称  
多可町（中区東山の一部）の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
多可町中区大字東山の一部
  - (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 16(1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町
  - (2) 調査を行った期間  
平成23年5月から平成24年3月まで
  - (3) 成果の名称  
多可町（中区田野口の一部）の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
多可町中区大字田野口の一部
  - (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 17(1) 調査を行った者の名称  
加古郡播磨町

- (2) 調査を行った期間  
平成23年6月から平成25年3月まで
- (3) 成果の名称  
播磨町（新島地区－2）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
播磨町新島地区の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 18(1) 調査を行った者の名称  
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間  
平成23年4月から平成25年3月まで
- (3) 成果の名称  
神河町（大字高朝田及び大字宮野の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
神河町大字高朝田及び大字宮野の各一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月8日
- 19(1) 調査を行った者の名称  
神崎郡福崎町
- (2) 調査を行った期間  
平成20年9月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称  
福崎町（大字高岡の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
福崎町大字高岡の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月8日



**兵庫県告示第1295号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、播磨町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（公共基準点新設測量）
- 2 作業期間  
平成25年6月25日から同年10月21日まで
- 3 作業地域  
加古郡播磨町北本荘2丁目、東本荘2丁目及び古宮



**兵庫県告示第1296号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.4.31号 神戸三田線

3 事業施行期間

平成18年8月18日から平成32年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更前：兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字上向山、字山町、字仏坂、字中向山、字下向山及び弥五郎垣

変更後：兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字上向山、字山町、字中向山、字下向山及び弥五郎垣地内（うち、兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字山町、字上向山及び字中向山地内において事業地を変更した。）

(2) 使用の部分

変更前：なし

変更後：兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字上向山及び字中向山地内



兵庫県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年11月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年11月15日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                         |    |                 |               |    |
|--------------|-----------------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                                           | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>三木宍粟線  | 姫路市夢前町前之庄字恵ヶ谷838番1から<br>同 市夢前町前之庄字椋ヶ本1032番1まで | 旧  | 8.0から<br>11.0まで | 280.0         |    |
|              |                                               | 新  | 9.0から<br>16.0まで | 284.0         |    |



兵庫県告示第1298号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、三木市加佐土地区画整理組合の解散を平成25年11月1日に認可した。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井戸敏三

公 告

平成26年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集

平成26年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）を募集する。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 広告の掲載期間・広告媒体

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。

（注） 本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。

ア 平成26年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。

イ 平成26年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。

2 県封筒の仕様等

| 封筒の種類  | 長形3号(定型)                                                                                                                    | 角形2号(A4判)           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 用紙     | クラフト紙、サイド貼り                                                                                                                 | 同左                  |
| 広告掲載箇所 | 裏面(縦11cm以内×横16cm以内)                                                                                                         | 裏面(縦20cm以内×横22cm以内) |
| 広告刷り色  | 黒1色                                                                                                                         | 同左                  |
| その他    | (1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。<br>(2) 枠外に次の旨を表記する。<br>「(広告内容に関するお問合せ先) ○○○○(広告主の名称・電話番号)<br>兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」 |                     |

(参考) 過去の発注実績

| 年 度    | 長形3号(定型) | 角形2号(A4判) |
|--------|----------|-----------|
| 平成22年度 | 280千枚    | 274.5千枚   |
| 23年度   | 341千枚    | 333 千枚    |
| 24年度   | 400千枚    | 342.5千枚   |

3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、上記2の広告掲載スペースを分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他広告掲載権者として適当でないと県が認める者

6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの



- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
  - (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
  - (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
  - (13) 個人の氏名広告に当たるもの
  - (14) 求人広告に関するもの
  - (15) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの
- 7 応募における提出書類
- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。  
ア 平成26年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）  
イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）  
ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類  
エ 前記5の(1)から(5)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）  
ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲載する。  
URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/huto2013.html>
  - (2) 前記4のただし書の場合における前項の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。
  - (3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- 8 広告掲載料（応募金額）
- (1) 広告掲載料の応募に係る最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
  - (2) 決定された広告掲載権者（前記4のただし書の場合にあっては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。
  - (3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると県が認めるときはその全部又は一部を返還する。
- 9 広告掲載の申込期間・申込方法
- 平成25年11月18日（月）から同年12月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、前記7(1)の書類等を下記13の場所へ持参又は郵送（平成25年12月6日（金）必着）により提出すること。
- 10 広告掲載権者の決定
- (1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体について、応募金額、広告内容等を総合評価する方法により選考を行い、広告掲載権者を決定する。  
なお、選考において適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。
  - (2) 選考の結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。
- 11 広告掲載権者の責務
- (1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。
  - (2) 広告掲載権者が前記5の要件に違反し、又は掲載する広告が前記6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。
- 12 契約の締結
- 兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。
- 13 問合せ先及び申込先
- 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局文書課 文書管理係  
TEL (078) 341-7711 内線2043、2045

F A X (078) 362-3902

**兵庫県下水道事業長寿命化計画策定支援システム開発業務に係るプロポーザルの実施**

兵庫県下水道事業長寿命化計画策定支援システム開発業務について公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 調達内容****(1) 調達物品及び数量**

兵庫県下水道事業長寿命化計画策定支援システム 一式

**(2) 調達物品の内容等**

応募要領で指定する内容等を満足すること。

**(3) 業務量の目安**

下記のとおり、各年度について上限金額（消費税含む。）を設定する。

平成25年度 12,800,000円

平成26年度 88,000,000円

平成27年度 58,000,000円

**2 参加資格**

応募者は、次のすべての事項に該当すること。

- (1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 本公告の日から企画提案書の受付期間末日までの間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本企画提案競技及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。
- (6) 建設コンサルタント業務の下水道部門の登録を受けていること。
- (7) 配置予定の管理技術者が技術士（上下水道部門）の資格を有すること。
- (8) 平成15年度以降に、国、地方公共団体、法人税法（昭和22年法律第28号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）が発注した、下水道台帳システムの構築及び下水道事業に係る長寿命化計画の策定に関する業務を受注し、完了した実績を有すること。
- (9) その他、応募要領で定める参加資格を有すること。

**3 参加手続****(1) 事務局**

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部土木局下水道課計画係 担当 行徳

電話 (078) 362-3554 (直通) F A X (078) 362-4282

**(2) 応募要領の配布****ア 配布期間**

平成25年11月18日（月）から同月28日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

**イ 配布場所**

上記(1)に同じ。

上記のほか、兵庫県のホームページで応募要領を公表する。

（ホームページURL：<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks16/oshirase.html>）**(3) 参加表明書****ア 提出方法**

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

**イ 受付期間**

平成25年11月18日（月）から同月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成25年11月29日（金）正午必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、下記宛での電子メール若しくは郵送にて送付すること。

メールアドレス：gesuidouka@pref.hyogo.lg.jp

件名：兵庫県下水道事業長寿命化計画策定支援システムのプロポーザルに関する質問

イ 受付期間

平成25年11月18日（月）から同年12月5日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成25年12月5日（木）正午必着とする。

ウ 回答方法

回答は、質問を受理した日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、参加者全員に通知するとともに12月19日（木）午後5時まで事務局において閲覧に供する。

エ 質問様式提出場所

郵送の場合は上記(1)に同じ。

(6) 応募図書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成25年12月6日（月）から同月19日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成25年12月19日（木）正午必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

(7) 応募申込書 1部

(f) 企画提案書 8部

(g) 企画提案書概要版 8部

(d) その他、応募要領に定めるもの

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「兵庫県下水道事業長寿命化計画策定支援システム開発業務委託企画提案競技審査会」（以下「審査会」という。）において行う。

(2) 決定方法

審査会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県下水道事業長寿命化計画策定支援システム開発業務」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類について、この書面及び応募要領に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (3) 参加に要する費用  
本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) その他  
詳細は、応募要領による。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 加古川水足ショッピングタウン  
 所在地 加古川市野口町水足560—11ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名  |
|----------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 加 栗 章 男 |
| 株式会社ナフコ        | 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 | 深 町 勝 義 |
| タキヤ株式会社        | 尼崎市北大物町16番7号       | 石 井 和 正 |

 外1者
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名  |
|----------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 加 栗 章 男 |
| 株式会社ナフコ        | 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 | 石 田 卓 巳 |
| タキヤ株式会社        | 尼崎市北大物町16番7号       | 石 井 和 正 |

 外1者
    - イ 変更後
 

| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名  |
|----------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 加 栗 章 男 |
| 株式会社ナフコ        | 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 | 深 町 勝 義 |
| タキヤ株式会社        | 尼崎市北大物町16番7号       | 石 井 和 正 |

 外1者
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名  |
|----------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 加 栗 章 男 |
| 株式会社ナフコ        | 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 | 石 田 卓 巳 |
| タキヤ株式会社        | 尼崎市北大物町16番7号       | 石 井 和 正 |

 外1者

## イ 変更後

| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名  |
|----------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 加 栗 章 男 |
| 株式会社ナフコ        | 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 | 深 町 勝 義 |
| タキヤ株式会社        | 尼崎市北大物町16番7号       | 石 井 和 正 |

外1者

## 4 変更年月日

平成25年8月19日

## 5 届出年月日

平成25年10月23日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

平成25年11月15日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成26年3月17日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コジマNEW手柄店

所在地 姫路市手柄158-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 西日本電信電話株式会社

住所 大阪市中央区馬場町3番15号

代表者の氏名 村 尾 和 俊

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称 西日本電信電話株式会社

住所 大阪市中央区馬場町3番15号

代表者の氏名 森 下 俊 三

(2) 変更後

名称 西日本電信電話株式会社

住所 大阪市中央区馬場町3番15号

代表者の氏名 村 尾 和 俊

4 変更年月日

平成24年6月15日

- 5 届出年月日
平成25年10月18日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年11月15日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成26年3月17日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コジマNEW手柄店
所在地 姫路市手柄158-1
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,480平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成23年5月29日
- 5 届出年月日
平成25年10月18日



即納書無効公告

次に掲げる兵庫県住宅供給公社が行う兵庫県営住宅家賃の現金領収事務に係る即納書は、紛失の日から無効とする。

平成25年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種 類	番 号	枚 数	紛失年月日
即 納 書	兵庫県住宅供給公社 No.1831号	50枚	平成25年10月31日

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第375号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年11月15日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 2 級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
平成26年 2 月15日（土）午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 実施場所
明石市荷山町1649番地の 2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
50人
- 4 受検資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 兵庫県内に住所地を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
 - (1) 申請期間
平成25年11月25日（月）から平成26年 1 月31日（金）までの間（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第 2 条に規定する県の休日を除く午前10時00分から午後 5 時30分まで）
 - (2) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係
 - ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1 通
 - イ 次に掲げるいずれかの書面 1 通
 - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
 - (イ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
 - ウ 写真（申請前 6 月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚
 - (4) 申請方法
 - ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
 - イ 申請は、原則として、検定を受けようとする本人が行うものとする。
 - エ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。
- 7 手数料
13,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。
なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。
- 8 携行品
印鑑及び筆記用具
- 9 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年11月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

1 調達内容

- (1) 調達内容
オンラインシステム端末装置 4,042式 (賃貸借)
- (2) 仕様
契約担当者が示す仕様のとおり
- (3) 契約期間
平成26年3月1日 (土) から平成31年2月28日 (木) まで
- (4) 履行場所及び仕様
兵庫県警察本部が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の調達について月額により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県 (以下「県」という。) の物品関係入札参加資格 (登録) 者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書 (以下「申込書」という。) の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例 (平成22年兵庫県条例第35号) 第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則 (平成23年兵庫県公安委員会規則第2号) 第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 白石
電話 (078) 341-7441 内線2252
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成25年11月15日 (金) から同月29日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。)
午前10時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成25年12月24日 (火) 午前11時00分 兵庫県警察本部 4階入札室
- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による

信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年12月20日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年12月20日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年11月29日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成26年1月6日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:
Online System Terminal Device, 4,042 Set
- (3) Trust period:
From March 1, 2014 through February 28, 2019
- (4) Trust place:
The place that Hyogo Prefectural Police H.Q. assigns
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 November 29, 2013
- (6) Deadline for tender:
17:00 December 20, 2013 by mail
11:00 December 20, 2013 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Shiraishi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext. 2252